

緊急事態宣言発令

2021年8月4日

学校開放施設利用団体代表者および利用者の皆さまへ

NPO 法人若葉台スポーツ・文化クラブ

緊急事態宣言下における学校開放事業の対応について

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。令和3年8月2日より、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」が発出されました。発出に伴い、学校開放事業については次のとおり取扱いを連絡いたします。なお、今後の感染状況等により取扱いを変更する場合や「緊急事態宣言」解除後の取扱いについては、改めて通知致します。

【内容】

● 活動の終了時刻について

現在、活動の終了時刻は20時としておりますが、引き続き外出自粛要請を踏まえ、活動の終了時刻の限度を**20時**とします。20時までに消毒作業等を終了し、学校敷地外へ出てください。

新● 現在予約申し込み枠のみの利用で、空いている時間帯の新たな利用申込は出来ません。

● **武道（剣道、柔道、相撲それらに類するもの）について** 武道などにおいて、近距離で組み合う、接触する**活動を行わない**。それ以外の内容であれば感染防止対策を徹底した上で実施可能とします。

● **大声での発声を伴う利用及び管楽器の演奏について** 大声での発声を伴う（コーラス、歌唱等）利用、管楽器の演奏の利用は感染の可能性があるため**当面不可**とします。

● **試合や合同練習について** 活動場所の密集を避けるため、**他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動は当面不可**とします。（登録団体に所属している以外の方は来校（来所）してはいけない）

● **上記の活動以外**であっても、近距離で大きな発声を伴う活動や、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、自粛もしくは予防策を強化して活動するよう徹底ください。

【活動にあたっての留意点】

● 学校開放の利用にあたって（水分補給を除く）**飲食は禁止**とします。

【活動してよい利用者】

● 利用団体に所属している。（家族を含め、利用団体以外の人を同行しない）

● 健康観察により、体調に異常がない。基礎疾患があるなど免疫が低下している状態でない。

* **見学、観戦・応援、見守り、家族の同行など目的を問わず、「条件を満たしていない方は来校・来所しない」こと。送迎で来校・来所の場合も構内へ立ち入らないでください。**

【実施期間】

令和3年8月2日（火）～**8月31日（日）**（延期になった場合はその日まで実施）

活動後に消毒する場所の確認・・・従来から実施していますが、参考までに例示します。

表面についたウイルスは付着する場所により異なりますが、数日間は感染する力を持つと言われております。利用場所および手洗い場やトイレなど共用部分も含めて、使用した場所の手指が良く触れる場所を消毒してください。

<主な消毒場所（例示）> ドアや窓のノブ・引手、手すり、照明等のスイッチ、インターフォンなどの機器のボタン、水道の蛇口・レバー、流し、便器の蓋・便座、水栓レバー等、ペーパーホルダー、共用の道具・物品、ほうき等の清掃用具、活動で使用の用具・用品など

注意：最近施設利用についてマナーの欠如が目立っています。利用時間の厳守（時間まで施設に入らない）、次の利用者がいない場合の照明の消灯や施錠の確認、駐車場所の徹底を特に注意ください。